

261 日常の取まとめ

事務手順	取扱要領
<p>①国債元利金受払報告表の作成・送付</p>	<p>○ 国債元利金支払票・登録国債元金（または利子）支払通知書などにより、支払月分ごとに、日々の元利金の受払額を集計し、受払報告表を作成する。</p> <div data-bbox="1222 562 1406 636" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 受払報告表 記載例参照 </div> <div data-bbox="592 656 1315 844" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>支払月とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元利金を支払った日の属する月をいう。 ● 誤払補正による受払額の場合は、当初の支払日の属する月をいう。 </div> <p>● 誤払補正のうち、次に掲げるものについては、受払報告表の作成を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税徴収額の過不足による補正（払戻しおよび追加徴収） ・ 地方税徴収額の過不足による補正（払戻しおよび追加徴収） <p>○ 受払報告表を統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付し、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。</p> <p style="margin-left: 20px;">* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。</p> <p>○ 受払額を自行庫で定めた方法により、預金店（日本銀行との間に預金取引を行う自行庫店舗）へ報告する。</p> <p style="margin-left: 20px;">* 元利支払金の決済は、他の国庫金の受払額と合算して別途預金店における日本銀行預り金勘定を通じて決済される。 ⇒ 預金店・120用語の解説・略称参照</p>

受払報告表の記載例 — 一般例

〔設例〕 次の元利金の支払があったとき

- 利付国庫債券（20年）第56回10万円券2枚 200,000円
- 利付国庫債券（20年）第56回10万円券利札5枚 5,000円

書式No.400
注意 かっこ書きの月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

①
国債元利金受払報告表

② (日付) (店名)
4. 11. 7 本銀行〇〇代理店

11011
代 理 店 番 号
支 払 順 号

③ (11月支払分)

④ 受	摘 要	⑤ 払
円	⑦ 元 金	200,000 ⑥
	⑧ 買上代金 (国債名称)	⑦
	⑨ 利 子	5,000 ⑧
	合 計 (⑦+⑧+⑨)	205,000

① 作成の区分

支払月分ごとに作成。統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付のうえ、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。

* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

② 作成日を記載する。

③ 支払月を記載する。

④ 受欄には次の金額を記載する。

- 誤払補正のためれい入させた元利金の額
⇒ [補正方法一覧]

受払報告表の記載例4参照

⑤ 払欄には次の金額を記載する。

- 通常の元利金支払額
- 誤払補正のため追加払した元利金の額
⇒ [補正方法一覧]

受払報告表の記載例3参照

⑥ すべての元金を記載する。

⑦ 買上代金は、特殊事例 752 参照

⑧ 税込利子額を記載する。

②支払済証券類等の整理保管

- 支払済証券類等は、支払済証券・支払済利札・支払済賦札・支払済領収証書ごとに区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて、後記262の月分取まとめを行うときまで金庫に格納保管する。

なお、月初においては、当月支払分と前月支払分の双方を保管する場合があるが、この場合は、それぞれの支払月分ごとに区分しておく。

- 袋類には、保管する支払済証券類等の現在高を表示する。

袋表示の記載例

支 払 済 利 札 （支払月6月）				
6 年		現 在 高		確 認 印
		枚 数	金 額	
6	1	1	3,500円	㊟
	10	2	7,000	㊟
	15	4	11,500	㊟
	20	14	83,500	㊟

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、次の金額により記載する。
支 払 済 証 券 額面金額
支 払 済 利 賦 札 利賦札の券面金額
支 払 済 領 収 証 書 領収証書の金額
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。

③受払報告表の補正

- 統轄店へ送付した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に誤りがあったときは、次の受払報告表を作成する。

- 受払報告表を統轄店へ日本銀行業務オンラインにより送付し、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。

* 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより送付する。

* 支払金の決済を要するときは、前記①により受払額を預金店へ報告することとなる。

* 補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ）へ適宜の方法により連絡のうえ手続きを進めるのがよい。

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	受払報告表の作成要領	
<p>①支払月分の誤りのとき</p>	<p>○ 誤りを取消するための受払報告表</p> <p>● 誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、支払月の誤りに該当する金額について、すべて受払を逆に記載する。 (支払月欄には誤りの支払月を記載する。)</p>	<p>○ 正当分の受払報告表</p> <p>● 支払月欄に正当な支払月を記載し、該当する金額を誤り分の受払報告表と同じ受払欄に記載する。</p>
<p>②摘要項目の誤りのとき</p>	<p>○ 誤りを取消するための受払報告表</p> <p>● 誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、摘要項目の誤りに該当する金額について、受払を逆に記載する。</p>	<p>○ 正当分の受払報告表</p> <p>● 該当する金額を正当な摘要項目の受払欄に記載する。</p>
<p>③受払額の誤り〔請求者との受払額そのものに誤りがあるときは、前記250の手続きをあわせて行う。〕</p>		
<p>イ、正当受払額より少なく報告していたとき</p>	<p>○ 受払額を追加するための受払報告表</p> <p>● 追加する受払額を該当摘要項目の受払欄に記載する。</p>	
<p>ロ、正当受払額より多く報告していたとき</p>	<p>○ 受払額を減額するための受払報告表</p> <p>● 誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、減額する金額について受払を逆に記載する。</p>	

受払報告表の記載例 1 — 支払月の誤り

〔設例〕 28年2月1日に2月支払分として報告していた次の受払報告表のうち、「元金200,000円」は1月支払分であったため2月3日に補正。

* 受払月区分の誤りのため、取消分と正当分を別葉に作成することとなる。

誤り分

書式№.400
注意 かっこ書の月分は、元利息を支払った日（認払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利息受払報告表

(日付) (店名)
28. 2. 1 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または
支払取まとめ債番号

(2月支払分)

受	摘要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	41,000
	合 (①+②+③) 計	241,000

誤り分と同じ支払月を記載する。

取消分

書式№.400
注意 かっこ書の月分は、元利息を支払った日（認払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利息受払報告表

(日付) (店名)
28. 2. 3 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または
支払取まとめ債番号

(2月支払分)

受	摘要	払
円 200,000	① 元 金	円
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
200,000	合 (①+②+③) 計	

正当分

書式№.400
注意 かっこ書の月分は、元利息を支払った日（認払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利息受払報告表

(日付) (店名)
28. 2. 3 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店または
支払取まとめ債番号

(1月支払分)

受	摘要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
	合 (①+②+③) 計	200,000

元金20万円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な支払月を記載する。

誤り分と同じ払欄に記載する。

受払報告表の記載例 2 — 摘要項目の誤り

〔設例〕 28年10月4日に10月支払分の次の遺族国庫債券の元利金を全額「元金」として報告していたため10月7日に補正。

5万円券の賦札	1枚
支払期番号(クーポン番号)	10
元金額	6,739円
利子額	404
計	7,143

* 支払月が同一のため取消分と正当分を同じ報告表に記載することとなる。

誤り分

書式№400
注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日(繰払補正のときは、当初の支払日)の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
28.10.4 日本銀行〇〇代理店

(10月支払分)

11011
代 理 店 名 だ は
支払期まとめ債番号

受	摘 要	払
円	① 元 金	7,143 円
	② 買上代金(国債名称)	
	③ 利 子	
	合 計 ①+②+③	

取消しと正当分

書式№400
注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日(繰払補正のときは、当初の支払日)の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
28.10.7 日本銀行〇〇代理店

(10月支払分)

11011
代 理 店 名 だ は
支払期まとめ債番号

受	摘 要	払
円	① 元 金	
404	② 買上代金(国債名称)	
	③ 利 子	404
404	合 計 ①+②+③	404

7,143円のうち、利子相当額404円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な摘要項目の払欄に記載する。

受払報告表の記載例 3

受払額の誤り

〔設例〕 28年6月20日に報告していた次の受払報告表のうち、「利子36,000円」は
 正当な金額より5,000円少なく報告していたため6月23日に補正。

誤り分

書式№400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

（日付） （店名）
 28.6.20 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店番号
 支払取まとの店番号

（6月支払分）

受	摘要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金（国債名称）	
	③ 利 子	円 36,000
	合 計 ①+②+③	円 236,000

追加分

書式№400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

（日付） （店名）
 28.6.23 日本銀行〇〇代理店

11011
代理店番号
 支払取まとの店番号

（6月支払分）

受	摘要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金（国債名称）	
	③ 利 子	円 5,000 ←
	合 計 ①+②+③	円 5,000

追加金額だけ記載する。

受払報告表の記載例 4 — 受払額の誤り

〔設例〕 28年6月20日に報告していた次の受払報告表のうち、「利子51,000円」は
 正当な金額より10,000円多く報告していたため6月23日に補正。

誤り分

書式№400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

（日付） （店名）
 28.6.20 日本銀行〇〇代理店

11011
代 理 店 名 だ は
 支払取まとめ店番号

（6月支払分）

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 200,000
	② 買上代金（国債名称）	
	③ 利 子	51,000
	合 計	251,000

減額分

書式№400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

（日付） （店名）
 28.6.23 日本銀行〇〇代理店

11011
代 理 店 名 だ は
 支払取まとめ店番号

（6月支払分）

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金（国債名称）	
→ 10,000	③ 利 子	
10,000	合 計	

減額する金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。